

埋蔵文化財の取扱の流れについて

～開発計画から発掘調査まで～

用語説明

【埋蔵文化財】

土中等に埋蔵されている文化財(遺跡)。周知の埋蔵文化財包蔵地は、本市が昭和53年度に定めた、「遺跡のある可能性を含む土地」。

【遺構・遺物】

昔の住居跡等の不動産が「遺構」、土器片等の動産が「遺物」であり、遺構、遺物を合わせて「遺跡」と呼ぶ。

